

令和3年6月1日から

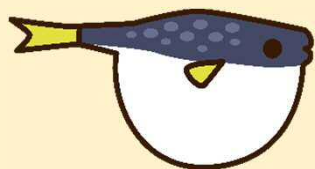
ふぐ処理者の制度が大きく変わります

食品衛生法施行条例にふぐ処理者の新たな規定が設けられます。

改正のポイント

- ① 島根県内(松江市を除く)で業として食用のふぐの処理を行う場合は、島根県のふぐ処理者免許が必要となります。
(※ふぐ処理者免許を受けた方の下でふぐの処理を行う場合は除きます。)
- ② ふぐ処理者免許を受けるには、ふぐ処理者試験に合格する必要があります。
- ③ 既存のふぐ処理者には、3年間(R6.5.31まで)の経過措置が設けられます。

確認のフローチャート



令和3年6月1日



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島観連許諾第6627号

島根県フグ処理者講習会を受講した方

他の都道府県等の
ふぐ処理者講習会を受講した方
(※県内の保健所に届け出られた
方に限る)

他の都道府県等の
ふぐ処理者免許等を有する方

既存ふぐ処理者

ふぐの処理を認める経過措置期間
令和6年5月31日まで

新たに
ふぐ処理を
行う方

既存ふぐ処理者
認定講習会を受講

ふぐ処理者試験に合格

島根県のふぐ処理者免許申請

ふぐ処理者
(島根県のふぐ処理者免許を受けた者)

新たなふぐ処理者の制度については、島根県のHPにも公開しています。
ふぐ処理者試験、又は既存ふぐ処理者認定講習会については、
開催日等が決まり次第、島根県のHPに公開します。



【島根県HP】

島根県 ふぐ処理者

検索

新たなふぐ処理者制度のQ & A

Q: 島根県のふぐ処理者免許はどうすれば取得できますか。

A: 下記に該当する場合、申請に基づき、島根県のふぐ処理者免許が与えられます。

- ① 島根県のふぐ処理者試験に合格した方
- ② 他の都道府県等のふぐ処理者試験に合格した方
- ③ 他の都道府県等のふぐ処理者免許等を有する方
- ④ 既存ふぐ処理者認定講習会を受講した方

Q: 今まで島根県フグ処理者講習会を受講し、ふぐの処理を行っていました。

令和3年6月1日以降、島根県のふぐ処理者免許がない場合、ふぐの処理ができなくなるのですか。

A: 既存ふぐ処理者に該当する場合は、令和6年5月31日まで経過措置が設けられ、引き続き、ふぐの処理を行うことが可能です。経過措置期間終了後も、引き続き、ふぐの処理を行いたい場合は、経過措置期間中に「既存ふぐ処理者認定講習会」を受講し、島根県のふぐ処理者免許を受けていただく必要があります。

Q: 既存ふぐ処理者とはどのような方ですか。

A: 下記の①、②の方が該当します。

- ① 島根県フグ処理者講習会を受講した方
- ② 他の都道府県等のふぐ処理者講習会を受講した方、又はふぐ処理者免許等を有している方であって、令和3年5月31日までに、県内の保健所に届け出られているふぐ処理者

※ 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であって、業として食用のふぐの処理に従事することが適当でないとして知事が認めるものを除きます。

Q: 既存ふぐ処理者認定講習会を受講すれば、ふぐ処理者免許は不要ですか。

A: 経過措置期間終了後、ふぐの処理を行う場合は、島根県のふぐ処理者免許が必要です。

※ 不明点がありましたら、営業施設を管轄する最寄りの保健所にご相談ください。

保健所名	所在地	連絡先	管轄市町村
松江保健所	松江市東津田町1741-3	0852-23-1317	松江市、安来市
雲南保健所	雲南市木次町里方531-1	0854-42-9667	雲南市、興出雲町 飯南町
出雲保健所	出雲市塩冶町223-1	0853-21-1185	出雲市
県央保健所	大田市長久町長久ハ7-1	0854-84-9805	大田市、川本町 美郷町、邑南町
浜田保健所	浜田市片庭町254	0855-29-5561	浜田市、江津市
益田保健所	益田市昭和町13-1	0856-31-9551	益田市、津和野町 吉賀町
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9714	海士町、西/島町 知夫村、隠岐の島町